

## 泉谷地ヨットカヌー場仮設設備賃貸借仕様書

- 1 件名 泉谷地ヨットカヌー場仮設設備賃貸借
- 2 契約期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
- 3 賃貸借期間 令和4年5月1日から令和4年9月30日まで
- 4 設置場所 泉谷地溜池敷地内（酒田市生石字泉森5-1）
- 5 賃貸借物件及び数量
  - (1) ハウス（約3坪）

出入り口は引き戸、又は開き戸どちらも可。  
※参考品 三共フロンティア(株) CT-36J、(株)ほくとう N31 型 S
  - (2) 洗浄式兼用トイレ（洋式）2棟  
（簡易水洗タイプ 便槽は大小兼用1）  
※参考品 (株)ハマネツ TU-V1F4W、(株)日立建機カミーノ TU-iXF4W
  - (3) コンテナハウス402（約4坪）2棟  
コンテナハウス402を2棟連結して、ワンフロアーとして使用できるようにすること。  
出入り口は引き戸とし、2棟連結した同一面に出入り口2つを設けること。  
※参考品 (株)オオマチワールド NOIA410、富士重工ハウス(株) CFA402
- 6 同等品で応札する場合の手続き
  - (1) 「同等品協議書」及び仕様や性能等の比較が可能な書類（比較書・パンフレット等）を添付の上、スポーツ振興課長に提出すること。
  - (2) 同等品と認定した場合、「同等品協議書」の確認欄に課長の印を押印の上 FAXするので、その写しを添付の上「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」を契約検査課に提出すること。
- 7 その他条件
  - (1) 賃貸借物件（1）ハウス（約3坪）及び（2）洗浄式兼用トイレ（洋式）2棟については、強風による横転防止のための固定をすること。
  - (2) 賃貸借料には搬入搬出、設置撤去、トイレ消臭液（100L用、2本）契約終了時のトイレ清掃の経費一式を含むものとする。
  - (3) 簡易トイレの汲み取り料は、賃貸借料に含めないものとする。
  - (4) 賃貸借物件は設置後、使用方法等について指導の上引き渡すこと。
  - (5) 賃貸借料は月毎に支払うものとし、貸付者からの正当な請求書を受理してから、30日以内に支払うものとする。
  - (6) この仕様書に記載していない事項で、疑義が生じた場合は、借受者側と貸付者側で協議し決定するものとする。